

平成29年度

監査計画

島根県監査委員

目 次

1	基本計画	頁
	平成29年度監査等基本計画	1
2	実施計画	
I	定期監査実施計画	3
II	行政監査実施計画	6
III	財政的援助団体等監査実施計画	8
IV	決算審査(一般会計、特別会計)及び基金運用状況審査実施計画	10
V	決算審査(公営企業会計)実施計画	12
VI	健全化判断比率等審査実施計画	14
VII	現金出納検査実施計画	15
VIII	その他の監査	17

平成 29 年度 監査等 基本計画

島根県監査委員監査規程第 5 条の規定に基づき、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について、次のとおり平成 29 年度監査等基本計画を定める。

第 1 基本方針

本県においては、平成 19 年 10 月に策定した「財政健全化基本方針」に基づき、平成 29 年度の収支均衡の達成に向け、改革に取り組んできた。平成 28 年 10 月に示された「今後の財政運営の考え方」においても、中長期的に持続可能な財政運営の実現のため、引き続き財政健全化を継続していくとされている。

このような状況の下、平成 29 年度の監査等の実施に当たっては、県の事務事業について、合法性、正確性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の観点をより重視して実施していく。また、監査等の結果において、業務改善などの取組に向けて、積極的に意見を付するよう努める。

あわせて、監査等の機能が効率的かつ有効に発揮されるよう、監査等業務の充実と改善に努めるとともに、監査等実施計画を定め、実効性のある監査に努める。

第 2 監査等の区分

監査等の区分は次のとおりとする。

区 分		根 拠 法 令
一般 監査	定期監査	地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項
	随時監査	地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項
	行政監査	地方自治法第 199 条第 2 項
	財政的援助団体等監査	地方自治法第 199 条第 7 項
特別 監査	直接請求に基づく監査	地方自治法第 75 条
	議会からの請求に基づく監査	地方自治法第 98 条第 2 項
	知事の要求に基づく監査	地方自治法第 199 条第 6 項、第 235 条の 2 第 2 項
	住民監査請求に基づく監査	地方自治法第 242 条
	職員の賠償責任に関する監査	地方自治法第 243 条の 2 第 3 項 地方公営企業法第 34 条
審査	決算審査	地方自治法第 233 条第 2 項 地方公営企業法第 30 条第 2 項
	基金運用状況審査	地方自治法第 241 条第 5 項
	健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項 〃 第 22 条第 1 項
検査	現金出納検査	地方自治法第 235 条の 2 第 1 項

(注意) 太字は定例的に実施する監査等、細字は請求等により実施する監査

第3 委員監査等の実施時期

監 査 等 の 区 分		実 施 時 期	報 告 ・ 公 表
定期監査		5月 ～ 3月	10月
行政監査		12月 ～ 1月	3月
財政的援助団体等監査		10月 ～ 11月	3月
決算審査	一般・特別会計	7月 ～ 8月	9月
	公営企業会計	7月	9月
基金運用状況審査		7月 ～ 8月	9月
財政健全化・公営企業経営健全化審査			
健全化判断比率等審査【一般会計等及び公営企業会計(法非適用)】		9月	9月
資金不足比率審査【公営企業会計(法適用)】		8月	9月
現金出納検査	歳計、歳計外現金、基金	毎月	毎月
	公営企業会計	毎月	

第4 監査等の実施体制

- 1 監査等は実地に行くことを基本とし、原則として決算審査（公営企業会計）及び住民監査請求監査並びに健全化判断比率等審査については委員全員、その他の監査等については委員2名（議選、識見）の2班体制（定期監査の一部地方機関については、委員1名ずつの4班体制）により実施する。
- 2 監査結果報告書及び審査意見書は、監査委員全員の合議により決定する。
- 3 職員が実施する監査等については、原則2名以上により班を編成し、班の責任者を定める。

第5 監査等の結果の公表

監査等の結果については、島根県報への登載を行うほか、監査委員事務局のホームページへの掲載により公表を行う。

第6 監査等の結果に係る措置状況の公表

監査等の結果に係る措置状況については、島根県報への登載を行うほか、監査委員事務局のホームページへの掲載により公表を行う。

I 定期監査実施計画

1 実施方針

定期監査は、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ適正に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの財務監査の基本理念に立って監査を行うものとし、実地監査又は書面監査により、監査対象機関全てに対し実施する。

また、監査により把握された実態と問題点等を踏まえ、監査結果報告書を作成し、知事、議長及び関係のある委員会等（以下「知事等」という。）に提出するとともに、関係機関に対し改善措置等を求める。

なお、知事等への報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出する。

2 監査対象

別表のとおり、220 機関について実施する。

本庁等は対象機関 83 機関の全機関、地方機関は、対象機関 137 機関のうち 74 機関について実地監査を、残り 63 機関について書面監査を実施する。

3 実施方法

- (1) 本庁等の監査は、全機関を対象に実地監査を行う。また、年間の事業の成果及び懸案事項等について各部長等から説明を受ける。
- (2) 地方機関については、全機関を対象に実地監査又は書面監査を行う。
- (3) 工事に係る監査の一部については、外部の専門機関に工事技術調査を委託する方法により実施する。この対象機関は、実地監査を行う機関の中から、2 機関程度を選定する。
- (4) 監査の対象は、原則として次のとおりとする。
 - ・前期（5 月～8 月）に行う監査は、平成 28 年度会計を対象とする。
 - ・後期（12 月～3 月）に行う監査は、平成 29 年度会計を中心として行うが、前回監査実施後の平成 28 年度会計についても監査の対象とする。
- (5) 監査を効率的、効果的に実施するために、平成 29 年度前期に行う監査については、以下の重点的監査事項を設け、平成 29 年度後期に行う監査については、別途定める。
 - ◎重点的監査事項：履行検査の適正な執行について
- (6) 収入、支出、財産等の項目毎に効率的に監査が行えるよう監査資料の見直しを行う。
- (7) 監査対象機関における内部統制の状況について、財務事務の適正執行を確保する視点から、その実効性に留意して監査を実施する。
- (8) 監査において、意見、指摘・指示した事項について、その是正や再発防止が確実に図られるよう継続的にフォローアップを行う。

4 実施時期及び実施体制等

(1) 実地監査

ア 実施時期

区 分	本 庁 等	地 方 機 関
委員監査	7月下旬～8月下旬	前期：5月下旬～7月下旬 後期：1月上旬～2月中旬
職員監査	6月下旬～8月上旬	前期：5月～7月 後期：12月～1月

イ 実施時間

原則として、委員監査については1機関当たり2時間程度とし、職員監査については対象機関の事業規模等に応じ、1日又は半日の区切りで実施する。

ウ 実施体制

- (ア) 委員監査は、原則として、委員2名（議選、識見）で1班とし、2班体制で実施する。ただし、後期（1月～2月）の地方機関は、委員1名で1班とし、4班体制で実施する。
- (イ) 職員監査は、原則として、1班2名体制で実施する。
- (ウ) 委託により行う工事に係る技術面での監査は、委託先1名と職員1名の2名体制で実施する。

(2) 書面監査

ア 実施時期

原則として、後期（12月～3月）に行うが、一部の機関については、前期（6月～8月）にも実施する。

イ 実施体制

- (ア) 原則として委員監査、職員監査とも各1名で実施する。
なお、書面監査の対象となる県立学校の内、10校については、1班2名体制で職員による実地監査を行う。
- (イ) 職員監査において疑義が生じた場合等は、必要に応じて実地調査を行う。

5 監査結果

平成28年度後期（11月～3月）から平成29年度前期（5月～8月）にかけて、平成28年度会計を対象として行った監査の結果については、平成29年10月に報告書を作成し、組織及び運営の合理化に資するための意見を添えて、知事等に提出するとともに、県報及び県のホームページにより公表する。

平成29年度後期（12月～3月）に行った監査の結果については、平成30年10月に作成する報告書に盛り込む。

6 その他

(1) 定期監査資料

- ア 定期監査資料の様式は、本庁等、地方機関、企業局、病院局毎に別に定める。
- イ 監査資料の提出期限は、原則として監査実施日の7日前までとする。

(2) 職員監査調書等

- ア 職員は、職員監査終了後、監査結果に基づき職員監査調書を作成し、状況を委員に報告する。なお、職員監査調書の様式は別に定める。
- イ 地方機関監査の結果、問題点等があった場合においては、必要に応じて当該主管課等で確認調査を実施する。

平成29年度 監査対象機関

区 分		委員 実地	職員 実地	対 象 機 関
実 地 方 機 関 (前 期)	本庁等 83	6月 ～8月	◎ ●	知事部局の本庁各課室等、企業局、病院局、議会事務局、教育庁本庁各課、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局の全機関
	39	5月 ～7月	◎ ●	隠岐支庁各局 各県民センター本所 東京事務所 中山間地域研究センター 保健環境科学研究所 各農林振興センター本所
			◎ —	東部農林振興センター出雲事務所及び松江家畜衛生部
			◎ ●	農業技術センター 農林大学校 畜産技術センター 各水産事務所 水産技術センター 大阪事務所 広島事務所 産業技術センター 各県土整備事務所 出雲空港管理事務所 宍道湖流域下水道管理事務所 浜田港湾振興センター 企業局東部・西部事務所 中央病院 こころの医療センター 埋蔵文化財調査センター 隠岐支庁隠岐保健所 隠岐島前高等学校 隠岐養護学校
実 地 方 機 関 (後 期)	35	12月 ～1月	— ●	東部県民センター出雲事務所 西部県民センター益田事務所
			◎ ●	公文書センター 美術館 松江・出雲・浜田保健所 中央・浜田児童相談所 心と体の相談センター
			— ●	東部農林振興センター雲南事務所 西部農林振興センター県央・益田事務所、川本・益田家畜衛生部
			◎ ●	東部高等技術校 浜田河川総合開発事務所 松江教育事務所 浜田教育センター 青少年の家
			◎ ●	11 県立学校 〔安来・松江南・松江商業・飯南・出雲工業・大田・江津工業・浜田・浜田水産・津和野高等学校 益田養護学校〕
◎ ●	松江・安来・大田・江津警察署			
* 書 面	63	6月 ～8月	— —	各児童相談所、わかたけ学園
		12月 ～3月	— ●	10 県立学校 〔松江北・松江東・横田・出雲・大社・島根中央・浜田商業・益田・吉賀高等学校 江津清和養護学校〕
			— —	出雲・益田児童相談所、わかたけ学園、その他本表中に記載のない地方機関

* 書面監査：職員が実地監査を行った後に委員が書面により監査するものと、職員も委員も書面により監査するものの2種類がある

II 行政監査実施計画

1 実施方針

行政監査は、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

また、監査により把握された実態と問題点等を踏まえ、監査結果報告書を作成し、知事等に提出するとともに、関係機関に対し改善措置等を求める。

(1) 監査テーマ

防災資機材の管理の状況について

(2) 選定理由

平成23年3月に発生した東日本大震災は、想定を遙かに超えた甚大な被害を与え、多くの人命が失われたところであり、近年においても、熊本地震、鳥取県中部地震やゲリラ豪雨等の自然災害が頻繁に発生している状況にある。

こうしたことから、これらの災害に備えた防災資機材等の実態を把握するとともに、その管理状況等について検証し、もってその機能強化に資するものとする。

*平成12年度に実施した行政監査のフォローアップとして位置付ける

2 監査対象

別途定める。

3 実施方法及び実施体制

(1) 委員監査

原則として1班2名（議選、識見）の2班体制とし、職員監査実施後、実地又は書面による監査を行う。

(2) 職員監査

1班2名を原則として、実地に監査を行う。

(3) 補充調査

委員監査及び職員監査において、監査の徹底を図るため、更なる調査の必要性が生じた場合に行う。

(4) 監査の着眼事項 別途定める

4 実施時期

区 分	実 施 時 期
監 査 資 料 の 提 出	10月中旬
監 査 の 実 施	委員監査 12月中旬 ～ 1月上旬
	職員監査 11月上旬 ～ 12月上旬

5 監査結果

監査の結果は、平成30年3月に報告書を作成し、知事等に提出するとともに、県報及び県のホームページにより公表する。

6 その他

(1) 行政監査資料

監査資料の様式を別に定め、平成 29 年 10 月中旬を期限として対象機関から提出を求める。

(2) 職員監査調書

職員は、職員監査終了後、監査結果に基づき職員監査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員監査調書の様式は別に定める。

Ⅲ 財政的援助団体等監査実施計画

1 実施方針

財政的援助団体等の監査は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、県が資本金、基本金等を出資している団体、借入保証等をしている団体及び公の施設の管理を行わせている団体並びに財政的援助を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から実施する。

また、監査により把握された実態と問題点等を踏まえ、監査結果報告書を作成し、知事等に提出するとともに、関係機関に対し改善措置等を求める。

2 監査実施団体

財政的援助団体等監査実施要領第3条第2項の規定により選定した21団体を実施する。（別表のとおり）

3 実施方法

(1) 所管課の監査

ア 委員監査は、書面監査を原則とし、必要に応じ実地監査とする。

イ 職員監査は、実地監査とする。

(2) 団体の監査

ア 委員監査は、原則として実地監査とする。

イ 職員監査は、実地監査とする。

4 実施時期

区 分		実 施 時 期
監 査 資 料 の 提 出		9月上旬
監査の実施	委員監査	10月下旬～11月中旬
	職員監査	9月中旬～10月中旬

5 実施体制

(1) 委員監査は、原則として1班2名（議選、識見）の2班体制とする。

(2) 職員監査は、原則として1班2名とする。

6 監査結果

監査の結果は、平成30年3月に報告書を作成し、知事等に提出するとともに、県報及び県のホームページにより公表する。

7 その他

(1) 監査資料

監査資料は、監査実施団体及び所管課についてそれぞれ求め、団体の概要、財政的援助等の内容等が確認できるものを別に定める。

(2) 職員監査調書

職員は、職員監査終了後、職員監査調書を作成し、状況を委員に報告する。
なお、職員監査調書の様式は別に定める。

別表

平成29年度財政的援助団体等監査実施予定団体

番号	団 体 名	所 管 課	財政的援助等の内容					
			補助金等	貸付金	損失補償	出 資	債務保証	指定管理
1	公立大学法人島根県立大学	総務課	○					
2	(一社)島根県私学教育振興会	総務課	○					
3	(公財)ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	○			○		
4	(公社)島根県トラック協会	交通対策課	○					
5	(公財)しまね女性センター	環境生活総務課				○		あすてらす
6	(公財)しまね国際センター	文化国際課				○		
7	(公財)島根県環境管理センター	廃棄物対策課	○		○	○		
8	島根県歯科技術専門学校	医療政策課	○					
9	(一社)しまね縁結びサポートセンター	子ども・子育て支援課	○					
10	(公財)しまね農業振興公社	農業経営課	○	○	○			
		農地整備課	○	○				
11	(公社)島根県野菜価格安定基金協会	農産園芸課	○					
12	(公社)島根県林業公社	林業課	○	○	○	○		
13	(独)日本貿易振興機構松江貿易情報センター	しまねブランド推進課	○					
14	浜田港振興会	しまねブランド推進課	○					
15	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	○					
16	島根県信用保証協会	中小企業課	○		○			
17	島根県商工会連合会	中小企業課	○					
18	益田商工会議所	中小企業課	○					
19	江津商工会議所	中小企業課	○					
20	(公財)島根県建設技術センター	土木総務課				○		
21	(公財)島根県暴力追放県民センター	警察本部				○		
21団体		16課	17団体	2団体	4団体	7団体		1団体 (1施設)

IV 決算審査（一般会計、特別会計）及び基金運用状況審査実施計画

1 実施方針

(1) 決算審査

決算審査は、決算その他の関係書類について、計数の正否、予算執行の適否と合法性、経済性、効率性等を中心として、年間の事業執行の成果を総括的に審査し、その結果は、次年度以降の予算編成に対する意見としてとりまとめることとし、次のとおり実施する。

ア 財政運営については、各部等別に歳入・歳出決算の分析を行うとともに、普通会計決算額により、県全体の財政の現況について分析を行う。

イ 資金運用については、資金収支の状況等、運用の実態について調査・分析する。

ウ 債権管理については、管理の実態について調査する。

(2) 基金運用状況審査

基金運用状況審査は、特定目的のために定額の資金を運用する次の基金について、運用状況を示す書類の計数を点検するとともに、これらの書類と決算書その他関係書類とを調査・照合し、基金設置の目的に沿って、適正かつ効率的に運用されているかどうか調査する。

島根県土地開発基金

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金

島根県美術品等取得基金

2 審査対象

(1) 決算審査

審査対象機関は、各部等主管課、財政課、管財課、出納局とする。

(2) 基金運用状況審査

審査対象機関は、基金所管課とする。

3 実施方法

(1) 決算審査

ア 委員審査は、実地審査を原則とし、県の1年間の予算執行に対して総括的に審査を行う。決算の状況について定期監査に併せて審査を行い、年間の事業の成果及び懸案事項等について各部長等から説明を受け、総合的に評価を行う。

イ 職員審査は、委員審査に先立ち、定期監査に併せ、対象機関からあらかじめ提出された決算審査関係資料に基づき審査を行うとともに、部等毎の決算状況や主な事業の実績等についてヒアリングを行う。

また、出納局に対し一般会計・特別会計に係る決算計数について、財政課に対し普通会計に係る決算計数等について、管財課に対し公有財産の状況についてそれぞれ確認を行う。

(2) 基金運用状況審査

審査対象基金の所管課からあらかじめ提出された資料に基づき、書面審査を行う。

4 実施時期

- (1) 委員審査 7月下旬 ～ 8月下旬
- (2) 職員審査 7月上旬 ～ 8月上旬

5 実施体制

- (1) 委員審査は、実地審査の場合、原則として委員2名で行う。
- (2) 職員審査は、原則として1班2名で行う。

6 審査結果

審査結果に基づき歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書を作成し、平成29年9月中旬を目途として知事に提出する。

7 その他

- (1) 審査資料
審査資料の様式を定め、平成29年7月上旬を期限として対象機関から提出を求める。
- (2) 職員審査調書等
 - ア 職員は、職員審査終了後、その結果に基づき職員審査調書を作成し、状況を委員に報告する。
なお、審査調書の様式は別に定める。
 - イ 審査結果が不十分な場合は、補充調査を実施する。

V 決算審査（公営企業会計）実施計画

1 実施方針

公営企業会計の決算審査は、現金出納検査及び定期監査の結果を勘案し、決算その他の関係書類について、決算計数の正否、予算執行の適否と効率性、会計その他の事務の合法性等を総括的に審査し、その結果は、次年度以降の公営企業経営に反映する意見としてまとめることとし、次のとおり実施する。

(1) 事業の成果

主な事業について実績評価を行い、所期の目的どおりの成果が上がっているかどうかなど、効果的な公共投資のあり方や良好な医療の提供等について意見を述べる。

(2) 財政の状態

貸借対照表を基に財政状況を分析し、資金の効率的な運用や財政の健全化について意見を述べる。

(3) 経営の状況

経営活動が合理的かつ能率的に行われ、経営が経済性を発揮して執行されているかどうかについて分析し、意見を述べる。

2 審査対象

審査対象機関は、病院局及び企業局とする。

3 実施方法

審査は、実地審査を原則とし、各公営企業会計毎に1年間の経営活動に対して総括的に審査する。

(1) 委員審査は、各公営企業経営の状況、予算の執行状況、年間の事業の成果及び懸案事項等について、総合的に評価を行う。

(2) 職員審査は、決算書類の計数の確認、予算執行の適否・効率性、収入・支出の合法性、経営状況について、総合的に審査を行う。

4 実施時期

(1) 委員審査 7月

(2) 職員審査 6月

5 実施体制

(1) 委員審査は、委員全員で行う。

(2) 職員審査は、原則として1班2名で行う。

6 審査結果

審査結果に基づき決算審査意見書を作成し、平成29年9月上旬を目途として知事に提出する。

7 その他

(1) 審査資料

審査資料は、地方公営企業法第30条第1項及び第7項に定める決算関係書類とし、補足説明資料はその都度必要に応じて定める。

(2) 職員審査調書等

ア 職員は、職員審査終了後、その結果に基づき職員審査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員審査調書の様式は別に定める。

イ 審査結果が不十分な場合は、補充調査を実施する。

VI 健全化判断比率等審査実施計画

1 実施方針

審査対象について計数を確認し、適切に算定されているかについて審査を行い、その結果を審査意見書としてとりまとめ、知事に提出する。

2 審査対象

知事から審査に付された平成 28 年度会計に係る決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行う。

3 審査方法

提出された健全化判断比率、資金不足比率が適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算書並びに関係資料との照合を行うとともに、必要に応じて関係機関を調査する。

なお、委員審査に先立ち、提出された関係資料に基づき事務局職員による審査を行う。

4 実施時期

- (1) 資金不足比率審査（法適用公営企業会計）
 - ア 委員審査 8月上旬
 - イ 職員審査 7月中旬～下旬
- (2) 健全化判断比率審査（一般会計・特別会計）
資金不足比率審査（法非適用公営企業会計）
 - ア 委員審査 9月上旬
 - イ 職員審査 8月上旬～下旬

5 実施体制

- (1) 委員審査は、委員全員で行う。
- (2) 職員審査は、原則として1班2名で行う。

6 審査結果

審査の結果に基づき財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書を作成し、知事に提出する。

- (1) 経営健全化審査意見書（資金不足比率：法適用公営企業会計） 9月上旬
- (2) 財政健全化審査意見書（健全化判断比率：一般会計・特別会計）
経営健全化審査意見書（資金不足比率：法非適用公営企業会計） 9月中旬

7 その他

- (1) 職員審査調書
 - ア 職員は、職員審査終了後、その結果に基づき職員審査調書を作成し、状況を委員に報告する。なお、審査調書の様式は別に定める。

Ⅶ 現金出納検査実施計画

1 実施方針

現金出納検査は、出納機関における毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて検査を行うことにより、当該事務処理に係る事故又は不正の防止を図る。

歳計現金（一般会計、特別会計）、歳入歳出外現金及び基金並びに公営企業会計（病院事業会計並びに電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計及び宅地造成事業会計）に係る現金出納について、出納局及び病院局、企業局における毎月の計数の確認、現金・預金等の保管状況等を検査するとともに、財政収支の動態を計数面から把握・検討することにより、決算審査意見に反映させる。

2 審査対象

対 象 会 計 等		実 施 機 関
一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金、基金		出 納 局
公営企業会計	（病院事業会計）	病 院 局
	（電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計及び宅地造成事業会計）	企 業 局

3 実施方法

- (1) 委員検査については、実地により、出納局は9月、2月に、病院局、企業局は2月に行うが、必要に応じてこれ以外の月にも実施し、実地検査を行わない月については、職員による検査報告に基づき書面検査を実施する。
- (2) 職員検査については、出納局、病院局、企業局とも毎月実施する。
- (3) 検査対象月 前月又は前々月
- (4) 検査資料提出期限 検査の1週間前
- (5) 検査資料提出部数 実地検査の場合 7部・書面検査の場合 3部

4 実施時期

島根県監査委員条例第5条（現金出納の検査）に基づき、別途定める。

5 実施体制

- (1) 委員検査は、実地検査の場合、原則として委員2名（議選、識見）で行う。
- (2) 職員検査は、原則として職員2名で行う。

6 検査結果

検査の結果は、月毎に出納局、病院局、企業局を取りまとめの上、「現金出納検査結果報告」を作成し、知事及び議長に報告する。

7 その他

(1) 現金出納検査資料

検査資料の項目は次のとおりとし、様式は別に定める。

ア 歳計現金（一般会計、特別会計）、歳入歳出外現金、基金

毎月の収支、現金・預金の保管、一時借入金及び基金に属する現金の状況等が確認できる次の項目とする。

- ① 現金出納状況
- ② 歳計現金、歳入歳出外現金の預託等状況
- ③ 基金に属する現金の預託等状況
- ④ 一時借入金状況
- ⑤ ペイオフ対策の状況
- ⑥ 特別会計執行状況
- ⑦ 歳入歳出外現金差引表
- ⑧ 収支月計表対照表

イ 公営企業会計

毎月の収支及び現金・預金等が確認できる次の項目とする。

- ① 月次試算表
- ② 資金予算表
- ③ 現金・預金等の管理（預託）状況

(2) 職員検査調書

職員は、職員検査終了後、その結果に基づき職員検査調書を作成し、状況を委員に報告する。

なお、職員検査調書の様式は別に定める。

VIII その他の監査

1 実施方針

(1) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、定期監査によるものの外、特に必要があると認めるときに監査を実施する。

(2) 直接請求に基づく監査

選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の者の連署をもって、県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を実施する。

(3) 議会からの請求に基づく監査

県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を実施する。

(4) 知事の要求に基づく監査

知事が、県の事務の執行又は指定金融機関等が行う公金の収納若しくは支払の事務について監査を行うよう要求したときに監査を実施する。

(5) 住民監査請求に基づく監査

県民が、知事等県の執行機関又はその職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認め監査を請求したときに監査を実施する。

(6) 職員の賠償責任に関する監査

職員が、故意又は重大な過失により、保管する現金や物品等を亡失し、又は損傷するなど県に損害を与えた場合、知事が要求したときに監査を実施する。

2 実施方法等

必要に応じて別に定める。

平成29年度監査計画概要

項 目		実 施 数	実 施 時 期		報 告 ・ 公 表	備 考
			職 員	委 員		
定期監査		地方機関（抽出：実地） 3.9機関 （書面） 5機関	5月～7月 6月～8月	5月下旬～7月下旬 6月～8月	10月下旬	【前年度実績】 本庁等（前期：実地） 8.2 地方機関（前期：実地） 3.9 （後期：実地） 3.2 （後期：書面） 6.8
		本庁等（全数） 8.3機関	6月下旬～8月上旬	7月下旬～8月下旬		
		地方機関（抽出：実地） 3.5機関 （書面） 6.3機関	12月～1月 12月～3月	1月上旬～2月中旬 1月～3月		
行政監査		実施機関数は未定	11月上旬～12月上旬	12月中旬～1月上旬	3月	前年度実施機関数 4.2
財政の援助団体等監査		2.1団体	9月中旬～10月中旬	10月下旬～11月中旬	3月	前年度実施団体数 2.5
決算審査	一般会計 特別会計	——	7月上旬～8月上旬 （事前審査）	7月下旬～8月下旬	9月中旬	
	企業会計	——	6月	7月	9月上旬	
基金運用 状況審査	基 金	3基金	7月上旬～8月上旬 （事前審査）	7月下旬～8月下旬	9月中旬	
健全化判断 比率等審査	一般会計、特別会計、 法非適用公営企業会計	健全化判断比率 資金不足比率	8月上旬～下旬	9月上旬	9月中旬	
	法適用公営企業会計	資金不足比率	7月中旬～下旬	8月上旬	9月上旬	
現金出納検査 （歳計現金、歳計外、 基金、企業会計）		出納局 2回	毎 月	出納局 9月、2月	毎 月	
		企業局 1回	毎 月	企業局 2月	毎 月	
		病院局（中病、こころ）各1回	毎 月	病院局（中病、こころ） 2月	毎 月	

平成29年度の監査等年間計画

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査	委員監査		下旬 ←◎地方機関実地監査(39機関)→	下旬 ←◎本庁等監査→	下旬 ←◎地方機関書面監査(5機関)→	下旬 (83機関)	中旬 ←まとめ→	中旬 下旬 ◆報告書 (知事提出)			上旬 ←◎地方機関実地監査→ (35機関)	中旬 ←◎地方機関書面監査(63機関)→	
	職員監査	《全般的》 ←準備→ (説明会等)	上旬 ←●地方機関実地監査(39機関)→	下旬 ←●本庁等監査(83機関)→	中旬 ←地方機関書面監査(5機関)→	上旬		←まとめ・報告書案作成→			←●地方機関実地監査→ (45機関)	←地方機関書面監査(53機関)→	《全般的》 ←次年度計画の策定→
行政監査	委員監査									中旬 ←◎委員監査→	上旬 ←まとめ→		上旬 ◆報告書 (知事提出)
	職員監査								上旬 ←●職員監査→	上旬	←まとめ・報告書案作成→	下旬	
財源団体	委員監査							下旬 ←◎委員監査→	中旬	←まとめ→	下旬		上旬 ◆報告書 (知事提出)
	職員監査						中旬 ←●職員監査→	中旬	中旬	←まとめ・報告書案作成→	下旬		
決算審査・基金運用審査	委員審査	[一般会計・特別会計・基金運用]			下旬 ←◎決算審査→	下旬 ←まとめ→	上旬 中旬 ◆意見書(知事提出) (部長等事情聴取)						
	職員審査	[一般会計・特別会計・基金運用] [企業会計]		上旬 ←●事前審査(職員)→	上旬 ←意見書案作成→	上旬 ←◎決算審査→	上旬 ←まとめ→	中旬 ◆意見書(知事提出)					
健全化判断比率等審査	委員審査	健全化判断比率等〔一般会計・特別会計・法非適用公営企業会計〕				上旬 審査・まとめ ◆意見書(知事提出)							
	職員審査	健全化判断比率等〔一般会計・特別会計・法非適用公営企業会計〕 資金不足比率〔法適用公営企業会計〕			上旬 下旬 審査・意見書案作成	上旬 審査・まとめ ◆意見書(知事提出)							
現金出納検査	委員検査(※)	○	○	○	○	○	(出納局)	○	○	○	○	(出納局・中病・ こころ・企業局)	○
	職員検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(※) ◎は実地検査、○は書面検査、●は職員実地検査